

第3章

北ローデシアにおけるイギリス南アフリカ会社の 領土獲得と土地制度の確立

大山 修一

要約

本稿では、北ローデシア（現在のザンビア）における1890年から1947年までの土地制度の変遷を検討した。南アフリカの金やダイヤモンドの鉱山から莫大な収益を得たセシル・ローズが1889年に大英帝国の特許を取得し、イギリス南アフリカ会社（British South African Company : BSAC）を設立した。ケープタウンからカイロまでの鉄道を敷設することを目的に、BSACは1890年に北西ローデシア、1891年に北東ローデシアの領土を占領した。北西ローデシアの領有は、BSACが1890年にロジ王国のパラマウント・チーフと結んだバロツエ条約にもとづいていた。また、北東ローデシアの領有については、BSACが各民族のチーフと交渉し、ときに武力をもちいながら、コンセッションや条約が結ばれ、領土の占領がすすめられた。1911年には北西ローデシアと北東ローデシアは北ローデシアとして統合したが、BSACの統治は継続し、ヨーロッパ人入植者に対して土地の売却をすすめた。ヨーロッパ人入植地の周辺部には、アフリカ人用の原住民居留地が設定された。1923年にはBSACの統治はイギリス植民地政府に引き継がれ、北ローデシアの土地はBSACではなく、イギリス王室に帰属するようになった。イギリス植民地政府により、ヨーロッパ人の農場や鉱山などの用地は王領地となり、アフリカ人むけの原住民居留地と原住民信託地が設けられた。王領地はイギリス本国の法律にもとづき、自由保有権と定期借地権が設定される一方で、原住民居留地と原住民信託地は各民族社会の慣習法にのっとり、チーフをはじめとする伝統的支配者に裁量がゆだねられた。原住民居留地と原住民信託地ではアフリカ人の居住が優先され、ヨーロッパ人に対する土地譲渡には規制がかけられたが、ヨーロッパ人による土地の使用が完全に排除されたわけではなく、北ローデシア総督の判断に任せられていた。

キーワード：

ザンビア 土地政策 大英帝国 セシル・ローズ 特許会社 王領地

はじめに

ザンビアをはじめ、アフリカにおける現代の土地問題—とくに土地保有制度を議論するときには、土地の私有と共同保有という植民地政策以降の法律の二重性が主要な問題となる (Le Roy 1985; Firmin-Sellers and Sellers 1999; Benjaminsen and Lund 2003; Magana 2003)。この二重性の議論のなかで、土地保有証明書による土地の所有や賃貸は国家の法律を根拠にしていることから「フォーマルな法令制度」と表現される一方で、土地の共同保有については民族社会内部の伝統的支配者の権力にもとづくか、あるいは相互の話し合いによって慣習地 (customary land) における土地保有が確保されることから「インフォーマルな法令制度」と呼ばれる。

ザンビアでは 1991 年に、初めて複数政党制選挙が実施された。この複数政党制選挙によって誕生した複数政党制民主主義運動 (Movement for Multiparty Democracy: MMD) は市場経済原理を重視し、経済自由化の路線をとり、土地についても土地の商品化の促進、土地所有権の強化、外国資本による投資の促進といった観点から土地改革をすすめてきた (児玉谷 1999; Brown 2005; 大山 2009; Chu 2013)。その結果、ザンビアでは、ほかの南部アフリカ諸国と同様に、市場メカニズムにもとづく土地の取得制度が急速に整備された。この流れの背景は、市場メカニズムの導入と近代的な法整備によるアフリカの貧困削減という国際的な取り組みがある。ドナー諸国は、土地に対する所有権の確立が貧困を削減し、資本の蓄積をうながすという議論を根拠に、市場メカニズムによる土地取得制度の確立と近代的な土地法の成立を推進している。ザンビア政府は、ドナー諸国の要請に応じるかたちで、1995 年に土地保有制度を改正する土地法 (Land Act) を定めた。

改正された土地法の主要な論点として、大きく 3 点を挙げることができる (Brown 2005)。1 点目は、土地保有証明書 (title deeds) と土地の保有権を大幅に強化したことである。ザンビア国内の土地は国家の所有であり、土地法は個人の自由所有権を正式に認めたわけではないが、99 年間の土地使用权を認めることによって、事実上、土地の私有が許可されたと認識され、土地の売買を可能としている。2 点目は、外国人による土地保有の制限を緩和したことである。1995 年の土地法では、ザンビア在住の外国人、あるいは大統領府の認可を受けた外国人であれば、土地保有証明書を取得し、土地を保有することが可能となった。3 点目については、共同保有の土地の管理を外見的にも、実質的にも変化させたことである。法律のうえでは、慣習地と私有地に二分され、慣習地における土地保有の権利が明確に認められた。外国人投資家やザンビア人が土地保有証明書を取得することも容易となった。国家や地域の利益に資することが認められれば、国外あるいは国内の在住者に関係なく、投資家が慣習地の土地を保有することが可能となったのである。土地権利の付与には、国土省、あるいはチー

フの判断が重視され、慣習地の土地権利に対するチーフの裁量が強化されることになっている。

2003年以降のザンビアでは、1995年に制定された新・土地法によって、ザンビア国内では慣習地における土地保有証明書の発行数が大幅に増加している。国土省（Ministry of Land）は正確な記録をとっているわけではないものの、年間に2000件のペースで発行件数が増えているといわれている（Brown 2005）。慣習地における「インフォーマルな法令制度」である共同保有を、法律にもとづく「フォーマルな法令制度」に転換する、いわば土地制度のフォーマリゼーションが進行しているのである。

慣習地における土地保有証明書の発行にはチーフをはじめとする伝統的支配者が関与しているものが多く、また、チーフが外部者に対して独自に土地割当書を発行して土地を割り当てているケースもある（大山 2009）。慣習地では土地の囲い込みによって住民の強制的な立ち退きや移動も起こり、農村における土地の共同保有のあり方に混乱が生じている。土地の囲い込みによって農村における人々の生活―農耕や森林産物の採集、食生活にも大きな影響がおよび、農村の人々の生活が悪化することもある（大山 2011）。

ザンビアには73の言語・民族グループが存在し、それぞれがチーフや村長といった伝統的支配者の社会システムをもっている。現在、各民族の社会構造をみると、パラマウント・チーフを頂点とする集権的な社会から、クランの長をチーフとする分節的な社会まで、幅広く存在する。それぞれの民族社会には1人もしくは複数のチーフがいる。ザンビアでは、サタ大統領が各民族社会のチーフを中心として地域開発をすすめることを言及しており、各地方出身の国会議員にチーフと連携をすすめることを指示している（『Times of Zambia』2012年11月29日）。土地の割り当てや私有化に関しては、それぞれの民族社会あるいはチーフが、独自のやり方で土地権利の付与をすすめているのが現実である。ザンビアでは国家、企業による土地の大規模取得もおこなわれており（Chu 2013）、ザンビアの新聞（たとえば『Times of Zambia』2012年8月29日、2013年1月30日、2014年1月19日；『The Post』2013年10月29日など）では、国家による土地の接収や企業に対する土地の割り当て、土地問題をめぐる争議が頻繁に取り上げられる。

本章では、2003年以降のザンビアにおける土地権利の混乱を理解するため、北ローデシアの植民地時代の統治にまでさかのぼり、1890年に始まるイギリス南アフリカ会社による領土の占領、ヨーロッパ人の入植と農場の開拓、鉱山開発、入植者への土地の割り当てをみていきたい。また、土地の所有権をめぐる植民地政府とイギリス南アフリカ会社との論争を検証し、現在におけるザンビアの土地制度の基礎となる1947年における土地制度の確立と土地の分類作業をみていきたい。なお、本報告の記述については、Gann (1958) と Buell (1965)、Roberts (1976)、Mvunga (1980)、Grotper et

al. (1998) の史料を主に参考にし、部分的に使用した参考資料についてのみ、文中に記した。

第1節 イギリス南アフリカ会社の設立と「北ローデシア」の占領

19世紀後半に入り、イギリスは海外への投資を増強した。発達した銀行システム、世界中にはりめぐらされた貿易網、強力な海運業を武器に、イギリスは海外へ乗り出した。しかし、イタリアの統一(1861年)とドイツの統一(1871年)、1877年から1878年までのロシア・トルコ戦争を契機として、ヨーロッパの国際関係は不安定化する。1870年から1871年には普仏戦争が勃発し、ドイツの工業化とドイツ帝国の台頭は、ほかのヨーロッパ諸国の脅威となった。また、フランスではナショナリズムの感情と失地回復の機運が高まった(北川 2013)。このような状況下で、フランスとドイツはイギリスの資本を必要とせず、未開発国に投資をおこなうようになった結果、イギリスの資本は行き先を失い、だぶつくようになる。1876年にはトルコの財政が破綻し、ヨーロッパ南東部への投資は魅力を失っていった。また、イギリスとロシアとの関係が悪化し、ロシアが有望な投資先とはなくなかった。資本家は、資本が不足し、労働力が安い植民地へ投資することによって、高い利益を得ようとした。

このような世界情勢のなか、投資家がすばやく利益を得ることができたのが南アフリカであった。南アフリカは、19世紀前半まで投資に見合わず、利益の上がらない国とみなされてきた。しかし、1867年にダイヤモンドの鉱脈が発見されたのを契機として、投資をすばやく回収し、利潤がでるようになった。そして、1888年、南アフリカのダイヤモンド鉱山は1人の男、セシル・ローズの管理下に入るようになった。

1886年には、南アフリカにおいて金の鉱脈が発見された。ローズは金鉱山の開発会社に投資し、莫大な利益を得ることによって、彼の野望は大きくなっていく。鉱山開発には、廉価な労働力が多数、必要であるとともに、フランスやドイツ、ポルトガルの権益が拡大するのをおさえ、南アフリカ連邦の結成をめざした。そのために、投資と貿易に対するイギリスの庇護が必要であった。1890年にローズは、ケープ植民地の首相に就任し、ケープタウンからカイロまでをつなぐ、アフリカ大陸縦断鉄道の建設という壮大な計画をたてた。この計画の妨げになったのは、1883年に南西アフリカ(現在のナミビア)をおさめたドイツと、そして、アフリカーンス語を話すボーア人の住むトランスバール共和国の存在であった。彼の懸念は、イギリスによるベチュアナランドの併合(1885年)とトランスバール共和国の保護領化(1902年)によって解消されることになる。

ローズはイギリス王室に認められた特許会社を設立し、アフリカにおいてイギリス本国の権力を行使することをめざした。1891年には、ヨーロッパ列強によって、ザン

ベジ川の北部が占領されようとしていた。ケープタウンからカイロまでをつなぐ鉄道敷設の計画には、ザンベジ川の北部を占領することは重要な課題であった。しかし、ザンベジ川の北部、すなわち、現在のザンビアの土地そのものは、鉱物資源に乏しく、それほど魅力的ではないと考えられていた。ただ、ポルトガルやドイツに占領されないようにするため、ローズはその領土の獲得をめざした。

イギリス国内には、広大な面積をもつ南部アフリカの統治を民間企業に委ねることに反対する意見が根強くあった。植民地官吏であったイギリス人のファーニヴァルの言葉によると、アフリカ大陸の分割をめぐって議論したベルリン会議(1884~1885年)とブリュッセル会議(1889~1890年)以降、植民地政策は、植民地権力の現実上もしくは想像上の利害にもとづき実践されたとはいえ、国際世論に対しては社会福祉と関連づけて正当化しなくてはならなくなった(Furnivall 1948; 加藤 2014)。ローズは、みずからが推進する南部アフリカ統治をイギリス政府に認めてもらうため、有力ジャーナリストや政府に対してロビー活動を展開する「帝国主義の過激派」の協力を得ると同時に、アイルランド自治を支援し、アイルランド・パーティの支援を得ることに成功する。また、ローズによる南部アフリカの統治計画に反対していたグレイ卿とフィフェ侯爵の支持も取り付けた。この問題に関心をいただいていた宣教師の有力者マッキンゼーも味方につけることができた。ローズの計画は、大英帝国をゆさぶることになった。

ローズの内陸占領(Far Interior)政策は、南部アフリカの政治およびイギリス帝国主義の戦略を大きく変更させることになった。しかし、植民地統治は納税者に大きな負担となり、BSACは政府の資金を使い込むおそれもあった。イギリス政府にとっては、政府の介入しない民間企業による統治は避ける必要があった。

1889年、ローズは30年以上にわたって悲願であった大英帝国の特許を取得し、特許会社の名前はイギリス南アフリカ会社(British South African Company)となった。それまでに、大英帝国には1881年に北ボルネオ会社、1886年にニジュール会社、1888年には東アフリカ会社が設立されている。ドイツも特許会社の設立によって権益を拡大していた。この特許会社による統治は、レッセフェールによる放任主義の時期と、政府による統治時期とのあいだの「はざま」の時期に相当する。イギリスには、18世紀後半以来、レッセフェールの伝統があり、「夜警国家」と「安価な政府」が支配的なイデオロギーであり続けた(長島 1989, 104)。そのイデオロギーが、1914年の第一次世界大戦と1929年の世界大恐慌をきっかけに介入主義的なものへと変化する(秋田 2012, 193)のだが、BSACはこの変化のはざまの時期に1924年まで北ローデシアの統治をつづけることになる。

BSACによる統治は、イギリス本国にとって利点もあった。政府は納税者に負担をかけることなく、リスクを負わなくてもよかった。また、統治の初期を特許会社にゆ

だねることで、政府にとっては財政の負担をする必要もなかった。16世紀と17世紀とはちがって、BSACによる輸出入の独占はむずかしく、主権は本国政府に帰属した。そのかわり、土地の所有、徴税、鉱物資源の開発をめぐる利権がBSACに与えられた。加えて、BSACには警察権も付与された。イギリス本国の国务大臣 (Secretary of the State) のみがBSACの指揮権をもち、拒否権の発動、現地民との話し合いに関する決定権をもったが、それ以外の人びとはBSACに対する指揮権を持たなかった。

セシル・ローズの要求にしたがって、イギリス政府は1891年にBSACの活動域をザンベジ川の北からベルギー領コンゴの境界までとし、ただし、ニアサランドをのぞくことにした。ローズは、ベルギー領コンゴとの競合に敗れて、銅の産出地であるカタング周辺土地を取得することはできなかった結果、その領土、現在のザンビアの国土は、蝶に似たいびつな形となった。その領土は、セシル・ローズの名前をとって、バロツエ王国の領地を中心とする地域は北西ローデシア、ンゴニ王国やベンバ王国の領地を主とする地域は北東ローデシアと名付けられた。北西ローデシアの首都は1891年にカロモであったが、1907年にはリビングストンへと移動した。北東ローデシアの首都はフォート・ジェームソン、現在の東部州の州都チパタであった。北西ローデシアと北東ローデシアは1897年に、北ローデシアと公式に呼ばれるようになった。

北ローデシアは南部アフリカの北限であり、そのほかの地域よりも開発は遅れていた。南ローデシア (現在のジンバブエ) のマシヨナランドでは19世紀の終わりに金の産出が始まり、投資家の注目を集めていた。鉱山業が南ローデシアで発展するにつれて、その労働者に対して食料を供給するため、北ローデシアにおけるヨーロッパ人農家の入植も次第にすすむことになった。

北ローデシアでは金の産出は見込めなかった。そのかわり、銅の産出が期待できた。銅の価値は金ほどではなかったが、20世紀になって急成長をとげる電力産業で多く使用された。電力産業では、蒸気機関にかわる電気の需要が高まり、電線や電話線、海底ケーブルへと用途はひろがっていた。それまで銅の生産はアメリカに集中していたが、資源開発地の多角化への要請から、南部アフリカにおける銅鉱山の開発が急速にすすむことになった。

北ローデシアの銅の存在は19世紀の後半に、旅行者の報告によって有名であり、イギリスでも知られていた。BSACは現地のアフリカ人社会のチーフと次々に条約を結び、未知の鉱物に対する権利を獲得していった。現地社会には、必ずしも、チーフやパラマウント・チーフといった権力者が存在するわけではなかった。南部州にひろく居住するトンガ社会では、植民地化以前にはチーフは存在せず、植民地時代に作られた (児玉谷 1999)。実際には民族社会の権力者でなくても、BSACは権力者とみだてて交渉をおこなうこともあった。条約の締結による採掘権の取得は、イギリス人入植者のためだけでなく、イギリス本国政府の経済的な負担に対する見返りとなった。

BSAC は鉱物資源の開発に直接、手をくさすことはせず、別会社に対して操業権を販売するか、操業資金を投資するかのいずれかであった。

1896年まで、北ローデシアにおけるBSACの占領と統治は国際法上、合法だったかどうか微妙な問題をはらんでいた。つまり、BSACはイギリス王室によって認められた特許会社ではあったが、BSACによる北ローデシアの統治は1889年から1896年までのあいだ、大英帝国、あるいは、イギリス政府の管理下にもなく、ロンドンが任命した総督の管轄下にはなかったのである（Galbraith 1974, 339）。

ニアサランド総督のジョンストン（Johnston Henry Hamilton）は、北ローデシアにおいて、イギリスによる植民地統治をすすめなかった。ジョンストンは、BSACによる北ローデシアの統治を支援するため、ムウェル湖のちかくに官吏を派遣したが、その人数は限られていた。ベルギー軍は1894年にムウェル湖の北の有力なスワヒリ商人を制圧したが、イギリスは軍隊の派遣によって銃や弾薬の取引をとめることはしなかった。ジョンストンはニアサランドではイギリス本国に任命された総督として、その他の領土においては、BSACの従業員として働いた。そのために、BSACは毎年、ジョンストンに報酬として10,000ポンドを支払った。ザンベジ川の北側の土地を確保することは、ジョンストンはイギリス本国の利益を獲得するため、ローズはBSACの利益を得るため、両者の利益が一致したのである。北ローデシアの占領は、イギリス本国の管理下にはなく、BSACがニアサランド総督のジョンストンとの個人的なつながりのもとですすめられてきたのである。

第2節 BSACによる土地政策

北ローデシアの土地権利の変遷は、BSACの歴史と強くむすびつく。1899年から1911年まではBSACが北東ローデシアと北西ローデシアを別々に統治していた。1911年、北東ローデシアと北西ローデシアは北ローデシア保護領として統合されることになるが、BSACは引き続き1924年まで、統合された北ローデシアを統治する。この間、北ローデシアの歳出はつねに歳入を上回り、経営的には自立していなかった。BSACの統治は負債を生み続け、1919年までに125万ポンドの巨額負債を生むことになる。この巨額負債は、イギリス植民地政府にとって重い財政負担となった。

北ローデシアの財政収支を改善するため、BSACは税金を導入しようと試みたが、植民地政府のアドバイザー協議局(Advisory Council)は、歳入を管理する立法協議局(Legislative Council)が設立されるまで、徴税を延期することを検討した。立法協議局は1922年になって、ようやく、あたらしい法律のもとで成立した。しかし、実際に税金が課せられたのは、1000ポンド以上の収入をもつ者に対してであり、その対象者の割合は入植者のわずか1%にすぎなかった。

1. 北西ローデシアの統治

バロツエランドをふくむ北西ローデシアの土地については、原住民社会とのコンセッションによる取得が中心であった。イギリス人ハリー・ウェア (Harry Ware) は 1889 年にロジ王国のパラマウント・チーフであるレワニカ (在位 1878~1884, 1885~1916) と会い、衣類や毛布、銃といった供物を献上し、その領地における鉱物の採掘権を受けるという確約を得ていた。それは、ロジ王国が大西洋 (現在のアンゴラ) から東へ進んでくるポルトガル、そして、南西アフリカ (現在のナミビア) から北上してくるドイツの脅威に悩まされていたことと関係していた。また、ロジ王国は近隣民族のンデベレとの戦闘にも苦慮していた。レワニカは王国の領土を守り、自身のパラマウント・チーフとしての身分の安泰を考えていた。つまり、ロジ王国は、好意的に接してきたイギリスに対して、庇護を求めたのである (Caplan 1968)。

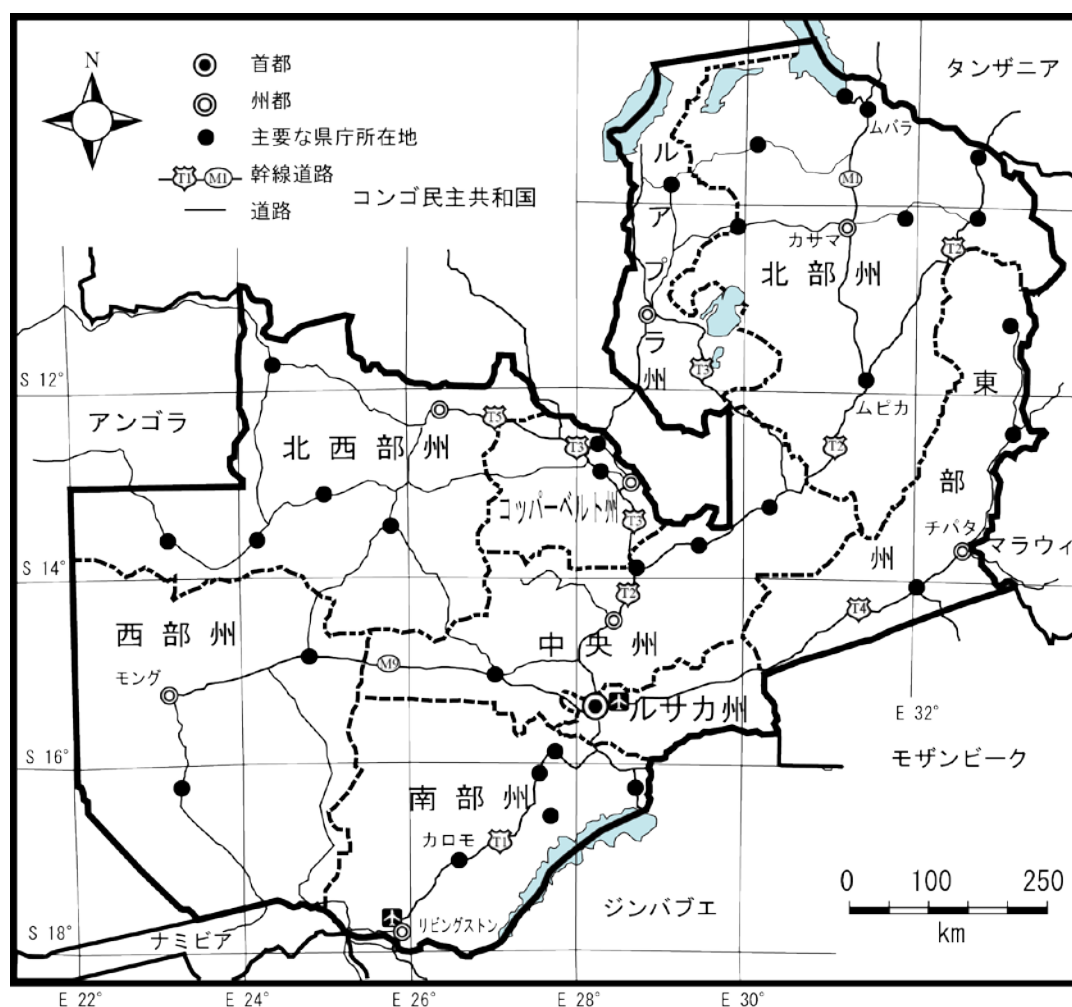
BSAC はハリー・ウェアの確約にもとづいて、バロツエランドの土地権利を主張し、BSAC は 1890 年、レワニカより領土内の採掘権と商業権に関するコンセッションを取得する。このコンセッションは、結んだ BSAC の従業員の名前からロックナー・コンセッション (Lochner Concession) と呼ばれたり、ロックナー条約 (Lochner Treaty)、あるいはバロツエ条約 (Barotse Treaty) と呼ばれることもある。ロジのチーフたちは条約にサインする際、イギリスの庇護を求め、ビクトリア女王とのサインだと考えていたが、BSAC との採掘権や商業権の取引だという認識はなかったようである。また、ロジの土地をヨーロッパ人に貸す (loan) のみであり、譲渡する (alienate) ということも理解していなかった。この条約のなかで、BSAC は毎年 2,000 ポンドの支払いと銃の贈与、イギリスによる保護を確約し、採掘された鉱物資源の 3% のロイヤリティを約束したが、その後、支払いが正しく履行されることは少なかった。

BSAC は 1890 年 6 月に、本国政府から行政権の取得をうけたことにし、バロツエランドのパラマウント・チーフに領地の土地権利を与えるかわりに、バロツエランドをふくむ北西ローデシアでは 10% の税金を BSAC に納めるよう通達した。この税金については、ロジのチーフと臣民が支払うべきものとされた。

1890 年、アンゴラを領するポルトガル政府とのあいだで、BSAC は境界に関する条約をむすぼうとした。BSAC はアンゴラとの境界線を東経 20 度と主張した。この条約の内容について、イギリス本国の外務省へ連絡がはいったのは翌年の 10 月のことであった。アフリカの民族社会が、その領域の境界を子午線にすることはあり得るはずがなく、ポルトガルの国会で条約内容が審議され、条約の締結には強い反対がでた。BSAC が締結しようとした条約は、バロツエ王国に対してイギリスの支配下に入ることを要求するものであったが、ポルトガルは自国に帰属すると主張した。ローズは、イギリ

ス政府が東経 20 度線を境界線として主張するか、あるいは譲歩しても、代替地を要求するものと予測していたが、イギリス政府は BSAC の条約交渉のずさんさもあって、ポルトガル政府に対して強く出ることはしなかった。北西ローデシアの西側の境界線については未確定のまま、その境界線の問題を 1903 年、イタリア王室の仲裁にゆだねることになった。1905 年には両政府の折衷案である、東経 22 度線を境界線とすることで、イギリスとポルトガルの両政府のあいだで合意がなされた (Galbraith 1974, 222)。その境界線はいまでも、ザンビアとアンゴラの国境となっている (図 1)。

図 1 現在のザンビアの国土と州境界



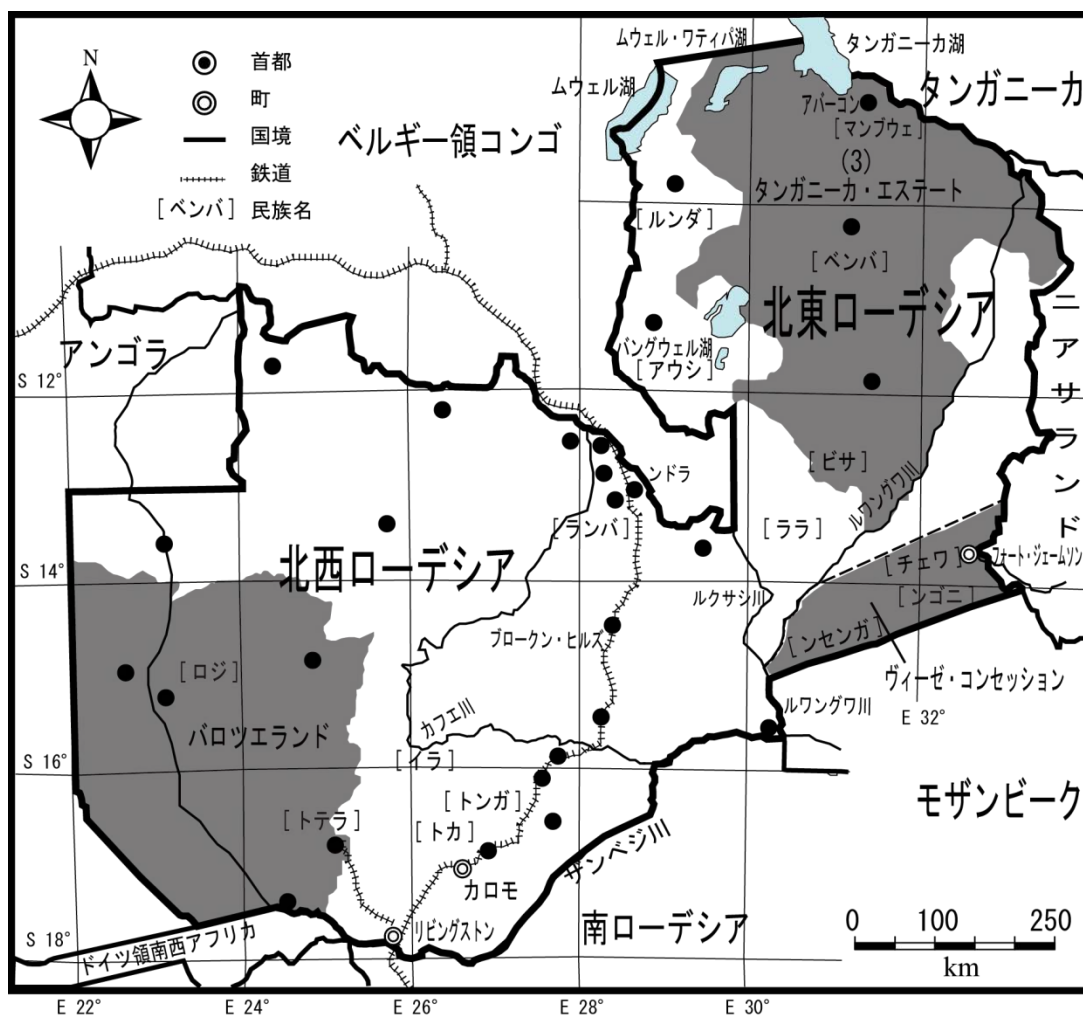
(出所) 著者作成。

1898 年には、BSAC のアーサー・ローリー (Arthur Lawley) がレワニカとコンセッションをむすんだ。このコンセッションはローリー・コンセッション (Lawley Concession) と呼ばれるが、ロックナー・コンセッションと比較して、3 点について、より踏み込んだ内容となっている。(1) トカ (Toka) やイラ (Ila) といった民族の領

域について、ヨーロッパ人への農場の割り当てを認めること、(2) 白人どうし、あるいは白人とアフリカ人との争議については BSAC が処理する裁量をもつこと、(3) BSAC がレワニカに支払う金額のうち、2000 ポンドから 850 ポンドを削減すること。あわせて、ロジ王国において BSAC が鉱脈の探索、土地の割り当てをしないことが条文に書き加えられた。

1899 年 11 月にイギリス王室が発効した総督令 (Order in Council) によって、BSAC はバロツエランドよりも大きな地域、具体的には、カフエ川より西の地域までの行政権を取得した (図 2)。この総督令によって、ローリー・コンセッションは無効となった。その一方で、BSAC によるバロツエランドと北西ローデシアの統治は南アフリカのイギリス高等弁務官 (High Commissioner) の管理下でおこなうべきことが定められた。

図 2 1900 年代における北ローデシアの地勢



(出所) 著者作成。

1900年には、BSACはロジのパラマウント・チーフであるレワニカとのあいだに、北西ローデシアの鉱業・商業に関するコンセッションを獲得した。この取引は、バロツエ・コンセッション（Barotse Concession）として知られる。このコンセッションの条件では、BSACはヨーロッパ人入植者に土地を譲渡でき、レワニカが入植者への土地譲渡に対して許可をくださることになっていた。この協定によって、イギリス本国の権力や法律と矛盾しないかぎりにおいて、現地の法律や慣習は尊重され、守られることになった。

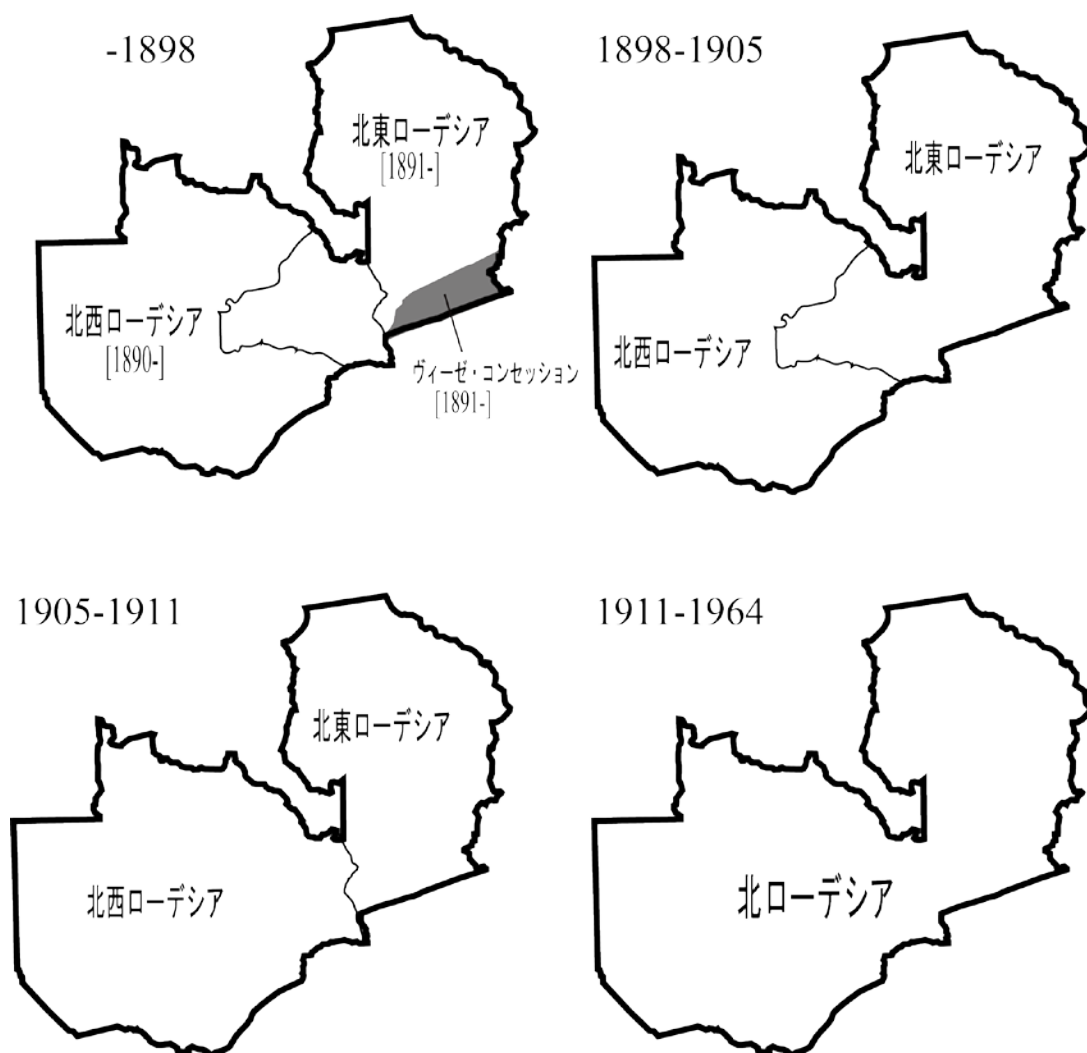
北東ローデシア領に編入されていた、カフエ川とルワングワ水系とのあいだの地域を、BSACは1905年に北西ローデシア領へと変更した（図3）。この地域には銅が産出し、ブローケン・ヒルズやンドラの周辺で銅鉱山の開発がはじまる一方で、銅を輸送するための鉄道路線が建設されようとしていた。この地域の土地は、後述するように、北西ローデシア領と北東ローデシア領には含まれた中間地域であり、自動的にBSACの管理下に入った地域である。BSACによるこの地域の領有権は、ジョセフ・トムソン（Joseph Thomson）の結んだ条約にもとづいていた。ジョセフ・トムソンは東アフリカをめぐる歩いたハンターであると同時に、著名な探検家であった。トムソンはセシル・ローズに雇われて、1890年にはビサヤアウシ、ララ、ランバといった民族の領域を歩き、ランバのチーフ・ムシリ（Chief Mushili）と会見をもち、これらの民族と条約を結んだ。BSACはその後、トムソンの持ち帰った条約にもとづき銅鉱山の開発と鉄道建設をすすめるようとしたが、植民地政府が保管しているトムソンの条約は14語しか書かれていない、非常に曖昧なものであった。そのため、BSACは役に立たないトムソン条約にもとづき、土地の接収や鉱山開発をすすめるのをあきらめ、1906年に採掘権を認めているロジ王国とのロックナー・コンセッションに依拠するため、中間地域を北西ローデシア領に編入することにした（図3）。

1909年には、バロツエランドを原住民居留地に指定することで、BSACとロジ王国の両者が合意に達し、原住民居留地における地方行政の権利をレワニカに与えるかわりに、土地の使用権もしくは譲渡の権利をBSACに付与することになった。その領地は、レワニカとの話し合いによって、カフエ川の湾曲部までと拡張され、トテラやイラ、トカといった民族が居住する領域についてもバロツエランドに編入された（図2）。

1900年、1909年に締結されたコンセッションは、1911年と1924年の総督令で承認され、バロツエランドの原住民居留地に関する特別な位置づけは、BSACによって認められた。この位置づけは、北ローデシアの統治が1924年にイギリス王室へ移管されてからも、イギリス植民地政府によって、引き続き、継承された。このBSACとレワニカとのやりとりについて批判がなかったわけではない。コンセッションの正当性については、レワニカの同意があったのか、また土地を譲渡する権限がレワニカにあったのかという疑問が呈された。同意については、レワニカはコンセッションの内容に

ついて、十分に理解していたのかという疑惑もあった。権限については、現地社会のなかで、レワニカがコンセッションの締結を決定する立場にあったのかという意見もあった。バロツエランドは北ローデシアで、はじめての原住民居留地となったが、その他の地域のモデルとはならなかった。

図3 北ローデシアの領土の変遷（1890年から1964年）



(出所) Mvunga (1980) と Grotper et al. (1998) の記述をもとに著者作成。

その後、1925年にイギリス政府は、ロジ王国の新しいパラマウント・チーフとなったレワニカの息子イエタ3世(1916~1945)と新しいコンセッションをむすび、納税の割合を10%から30%へと引き上げた。税金は1926年から1927年にかけて、6,300ポ

ンドにのぼった。納められた税金のうち、イギリス政府はチーフ・レワニカに対して1,200ポンド、イエタ3世のときには1,700ポンドを支払った。この扱いは異例であった。残りの金額については、1905年に設立されたバロツエ信託基金(Barotse Trust Fund)に預金され、経営管理局(Board of Management)によって管理された。この経営管理局は5人のイギリス人官僚、2人の教会関係者で構成され、アフリカ人住民は関与していなかった。パラマウント・チーフには議論への参加が認められていたが、議決権はなかった。この資金は、モングに設立されたバロツエ国立学校(Barotse National School)の運営資金に使用された。この学校には、3人のヨーロッパ人教師、20人の現地人指導員、782人の現地人生徒が学んでいた。この学校には、工業・農業の両部門があった。バロツエの人々は、この学校の設立により多くの利益を享受した。

2. 北東ローデシアの統治

1891年、BSACの管轄する地域は、北西ローデシアだけではなく、北東ローデシアにも拡張された(図3)。北東ローデシアには、ベンバヤンゴニ、ルンダという主要な王国が存在した。BSACはこれらの王国との直接的な武力衝突を避けつつ、実効支配(effectiveness of control)をめざした。ベンバ王国は周辺地域から奴隷を集め、東アフリカ海岸のアラブやスワヒリの商人と奴隷や象牙、武器などの交易をし、力を持っていた(Langworthy 1972, 103)。BSACはこれらの商人を攻撃することによってベンバ王国の経済力を弱体化させようとした。ジョンストン総督は1895年に、カロンガを拠点としていたアラブ商人のムロジ(Mlozi)を捕まえ、絞首刑にした。ベンバ王国はパラマウント・チーフを頂点とする集権的な権力構造をもっていたが、それぞれのチーフは独立しており、王国内の権力争いや分裂などもあり、イギリスの圧倒的な軍事力をまえにして、激しい戦闘をまじえることなく、ベンバ王国は1899年にイギリスによって制圧された。

一方、ルンダ王国のチーフのひとり、カゼンベは、象牙や塩、武器などの交易によって栄えていたが、背後の強大なルンダ王国から支援を得ることはできず、すでに弱体化していた。ルンダ王国も、イエケ王国とのかさなる戦闘のために、疲弊していたのである。1895年にアラブやスワヒリの商人がイギリス軍に敗れると、カゼンベは象牙取引の利益を放棄し、イギリスへの協力関係を模索する。BSACは1899年、かつて制圧に失敗したカゼンベを支配下に入れることで、北東ローデシアの支配を強固にしようとしていた。カゼンベは、派遣されてくるイギリス軍の機関銃のまえに抵抗することは無理であることを悟ったが、もはや降伏することはできず、いちど、ベルギー領コンゴに逃亡したのち、イギリスに降伏する。ベンバやルンダという強大な王国がBSACに服従することによって、圧倒的な武力をもつヨーロッパ人に対して、ア

フリカ人がもはや抵抗することはなくなった。

北西ローデシアのロジ、北東ローデシアのベンバとルンダのように、BSAC はアフリカ人に対して武力を使うことなく、北ローデシアの大部分の土地を占領することができた。しかし、北ローデシアのルワングワ川の東側については、BSAC は容易にアクセスできなかった。そこは、ンゴニ王国のチーフ・ムペゼニ (Chief Mpezeni) がチェワ王国のチーフ・ムカンダ (Chief Mkanda) を追い出し、みずからの領地にしたのである。ンゴニ王国は、チーフの親族を基盤とした小さな単位で成立しており、戦争による捕虜を組み込み、その勢力を拡大していた。ンゴニ社会は分節的であり、パラマウント・チーフの権威が低下するとともに、各チーフがみずからの利益を求めて発展してきた。ンゴニは、イギリスの侵略に対して、ベンバとは異なる反応を示した。ンゴニはベンバ、ルンダ、ロジよりも好戦的な民族であり (Langworthy 1972, 125)、彼らには戦争を避けるという選択肢はなかった。一方のヨーロッパ人の方にも戦わなければならない理由があった。それは、後述するように、ンゴニランドには金が豊富に存在すると信じられていたためである。また、ニアサランドのプランテーション経営に必要な労働力をンゴニ社会から調達する必要もあった。ンゴニを制圧しなければ、両方の目的を達成することはできなかった。

ンゴニとの戦争は、1885年にンゴニのパラマウント・チーフであるムペゼニが自分の領地においてドイツ人のカール・ヴィーゼ (Carl Wisse) に自由な交易と狩猟を認め、大規模な採掘権を与えたことに由来する。この土地はイギリスポルトガル領の境界よりすぐ北に位置し、面積は1万平方マイル (2万5860平方キロメートル) であった (図2)。1891年にポルトガルとイギリスとの協定によって、この土地はイギリス領に編入された。このコンセッションはヴィーゼ・コンセッション (Wiese Concession) として知られる。ヴィーゼはこの土地には金が豊富に埋蔵されていると吹聴し、新しくロンドンに設立された北チャーターランド開発会社 (North Charterland Exploration Company) に対して、高い値段で採掘権が売却された。この開発会社は1895年に、コンセッション地域に埋蔵する金を探索するために、設立された。北チャーターランド開発会社の株式のうち30%についてはBSACが保有しており、カール・ヴィーゼの土地権利は消滅した。

北チャーターランド開発会社は1896年にムペゼニの許可を受け、金の鉱脈を探しはじめた。イギリス人が領内の土地を探索することに対してムペゼニは好ましく思わなかったが、イギリスとの戦いを避けようと努めていた。しかし、ムペゼニの息子であるンゴニの軍司令官が1897年12月に挙兵し、BSACのヨーロッパ人技術者とカール・ヴィーゼの命が危機にさらされた。ニアサランド総督は1898年1月に軍隊を派遣し、ムペゼニ鎮圧に乗り出すことになった。イギリスの圧倒的な武力をまえに、ンゴニの軍隊は、規模が大きいかかわらず、あえなく敗れ去り、ムペゼニは降伏し、イギ

リスはンゴニの広大な領地と飼育する多数の牛を支配下におさめることになった。この制圧によって、カフエ川より西側の北西ローデシアの地域と、ルワングワ川の東側を支配下におさめ、両方の川にはさまれた地域については、ポルトガルやドイツなど他国からの反対もなく、自動的に BSAC の支配下に入り、北東ローデシア領に編入された（図 3）。

ニアサランド弁務官 (Commissioner) と総領事 (Consul-general of British Central Africa) から認証を受け、1893 年、アフリカ大湖会社 (African Lakes Corporation) から BSAC はタンガニーカ・エステート (Tanganyika Estate) を獲得する (図 2)。この取引によって、北東ローデシアの領土が確定した。北東ローデシアの地域は 275 万 8000 エーカー (1 万 1162 平方キロメートル) となり、タンガニーカ・エステート (現在の北部州) とルワングワ川から東側の地域を含んでいる。

北ローデシアでは、ヨーロッパ人の入植がなかなか進まず、また、入植するヨーロッパ人農家のほとんどは、資本をもたない者がほとんどであった。そのため、BSAC は、入植者に対して土地を安価に分け与え、入植を奨励する政策をとった。1910 年、1 エーカー (4047 平方メートル) の土地の払い下げ価格はわずか 3 ~ 8 ペニーであった。資本が欠如し、市場もなく、通信手段や鉄道も未整備であった。農業機械の導入もすすまず、集約的な農業経営に対するインセンティブは低かった。そのため、農業開発地域は、コッパーベルトから現在の首都ルサカ、リビングストンをむすぶ鉄道沿線、フォート・ジェームソン (現在の東部州の州都チパタ)、アバーコン (現在の北部州のムバラ) の 3 カ所に限られていた (図 2)。

北チャーターランド開発会社のコンセッション地域では、ンゴニが制圧されたのち、人口稠密地域に、ヨーロッパ人の牧畜業が開始され、周辺に居住するアフリカ人とのあいだで摩擦が生じた。アフリカ人の居住地をどこに設定するのかという問題が、この後、40 年のあいだ、生じつづけた。それ以外の広大な面積の地域ではヨーロッパ人の入植はごくまれで、アフリカ人との間で土地問題が発生することもなかった。

1900 年、北東ローデシア総督令は、BSAC による北東ローデシアの統治を正式に認めた。統治責任者をさだめ、イギリス本国との緊密な連携と報告の遵守、ヨーロッパ人に対する行政、警察と原住民弁務官 (Native Commissioner) による法の遵守と社会秩序の維持につとめるとともに、アフリカ人どうしの争議をのぞき、イギリス本国の法律にもとづいて司法を執行できるよう高等裁判所 (High Court) を創設した。さらに、ヨーロッパ人に入植地を割り当てる際には、アフリカ人が生活するのに必要な十分な代替地を確保することを求めた。この命令にしたがって、BSAC はヨーロッパ人入植者に割り当てた 3 カ所の地域の周辺部には原住民居留地 (Native Reserve) を設置した。

第 3 節 土地は誰のものか：BSAC とイギリス植民地政府との論争

ローズはローデシア鉄道の建設を開始し、1905年には南ローデシアから北ローデシア南部の国境町リビングストンまでがむすばれた。鉄道路線は1906年にブロークン・ヒルズ(現在の中央州カブウェ)、1909年にはコッパーベルトの都市ンドラを通じて、コンゴ鉄道と連結され、ベルギー領コンゴのカタンガにまでつながった。ブロークン・ヒルズやンドラ、そして、カタンガの銅鉱山地帯と鉄道でむすばれることによって、鉄道沿線では農業開発がすすむようになった。

1911年の総督令(Ordinances)によって、北東ローデシアと北西ローデシアは北ローデシアに統合された。両者の統合については、BSACが長年にわたって望んでいたものであった。統合によってバロツエランドの土地がヨーロッパ人に売却されるのではないかとというロジの人々が危惧する声もあったが、バロツエランドの原住民居留地としての権利には留意し、引き続き土地が保護されることになった。しかし、北東ローデシアと北西ローデシアの統合については、アフリカ人の意見は必要とされなかった。この総督令によって、BSACが北ローデシアの統治者を定め、イギリス本国の国务大臣による承認を受け、統治をすすめることが可能となった。北ローデシアには高等裁判所(High Court)が設立されたが、議会(Council)は設置されなかった。

統合ののち、BSACの土地政策は引き続き変化せず、BSACは土地所有者として、土地を分譲しつづけた。BSACはチーフより鉱山開発と鉱物採掘に関するコンセッションを獲得する一方で、現地住民に帰属すると考えられている北東ローデシアの空白地をヨーロッパ人入植者に売却した。このような矛盾、つまり鉱山開発と鉱物採掘に関するコンセッションをもって、ヨーロッパ人に土地を売却することは、土地に対する権利の正当性に対する疑問が生じた。このような正当性に対する議論は、BSACによる行政権力の正当性にもおよんだ。植民地省(Colonial Office)は、1899年、東アフリカ保護領(現在のケニア)の空白地に対する所有権はイギリス王室に帰属するという見解を示した。これは、イギリス王室の権威と保護領における土地との関係を明確に示したものであった。1901年、この保護領の位置づけはイギリス中央アフリカ保護領(のちのニアサランド)のなかで認められ、ヌナン判事(Nunan Chief Judicial Officer)によって、保護領のすべての土地は直接、あるいは間接に、王室に帰属することが認められた。

1919年には、大英帝国の植民地および保護領に対する最高決定機関である枢密院(Privy Council)は、南ローデシアの土地をめぐる論争に決定をくだした。この論争では、南ローデシアにおける土地が利用されていない土地、非占有地はだれのものなのかということが議論された。イギリス王室、BSAC、あるいは、アフリカ人の現地住民の所有なのか? BSACの主張は、最初に専有した人間、つまりBSACとBSACから所有権を購入した入植者が土地の権利を保有するというものであった。しかし、枢密院

は「占有、すなわち、所有というわけではない」と、BSAC が主張する所有権を退けた。BSAC は枢密院の決定に反論したものの、その決定が覆ることはなかった。

枢密院は北ローデシアについても、大英帝国を構成する自治領であるドミニオン (Dominion) の土地を所有できるのは、イギリス王室のみだと断言した。ドミニオンにおいて王領地 (Crown Land) をつくることができるのはイギリス王室のみであり、王領地をつくる場合、総督令によってのみ可能であると判断されたのである。地方の法律 (local legislation) が立法するまえには、総督令は植民地 (colony) あるいは保護領における唯一の法律である。地方の法律がないときには、イギリス王室の国王あるいは女王が枢密院において領地の法律を發布した。このように総督令は法律として上位に位置し、王室は保護領において王領地を創設することができると判断されたのである。

それゆえに、BSAC が総督令やコンセッションによって入手していない保護領の土地については、イギリス政府によって BSAC の権利は無効であると判断された。つまり、BSAC による権利付与のみではその土地の所有権は無効であると判断されたのである。このような土地に投資することはリスクをとまなうものであり、入植者にとって BSAC からの土地の購入は安全ではなかった。

1923 年、BSAC がバロツエランドをのぞく北ローデシアの土地の権利をイギリス政府に対して明け渡すことを、イギリス政府と BSAC とのあいだで合意を得た。しかし、BSAC は旧・北東ローデシアの土地のうち旧・タンガニーカ・エステートの土地については、1893 年にニアサランドの総督と総領事から承認を受けたことを理由に土地の権利を主張し、その権利が認められた。また、BSAC が 1895 年に北チャーターランド開発会社に譲渡した 1 万平方マイルのコンセッションの権利も、引き続き、認められた。1928 年に、王領地と原住民居留地 (Crown Lands and Native Reserve) に関する北ローデシア総督令として正式に認められた。

第 4 節 イギリス植民地政府による土地政策

1. 原住民居留地と王領地の創設

1900 年の北東ローデシア総督令は、BSAC がヨーロッパ人入植者に土地を割り当てる場合には、そこに居住していたアフリカ人には別の土地を確保するよう、すなわち原住民居留地を設置するよう要求していた。その後、1911 年に北西ローデシアと北東ローデシアが合併されたときにも、この総督令の主旨は繰り返された。BSAC には、ヨーロッパ人入植者に土地を割り当てると同時に、アフリカ人むけに原住民居留地を設けておく義務が生じたのである。

BSAC による統治下の北ローデシアにおいて、すでに原住民居留地は存在した。しかし、当時の原住民居留地は、イギリス本国の法的な裏付けを欠いており、あくまでも暫定的であった。BSAC は現地アフリカ人を原住民居留地のみ押しとどめることはできなかった。原住民が同意しなければ、原住民居留地に居住することを強制することはできなかった。

1899 年北東ローデシア総督令と 1911 年北ローデシア総督令は、アフリカ人の現地住民に土地の占有を認めている。この総督令は北東ローデシアのみに適用された。北東ローデシアでは、アフリカ人が BSAC への土地譲渡に合意しなければ、BSAC はアフリカ人の土地を接収できず、BSAC がアフリカ人の土地を獲得する場合には、経済的な補償をしなければならなかった。

1924 年には、総督令によって BSAC による北ローデシアの統治は終了し、BSAC よりイギリス植民地政府に統治が委譲され、北ローデシアはイギリスの直轄植民地 (Crown Colony) となった。その結果、総督 (Governor) と行政協議会 (executive council) がイギリス王室により選出された。また、原住民居留地としてのバロツエランドの特別な位置づけについても確認された。1924 年の総督令では、最初の立法府として、9 人の官吏と 5 人の非・官吏が選出された。条令は、イギリス本国の王室大権と抵触しないかぎり、現地の法律と慣習法を尊重すること、武器・弾薬、飲酒をのぞき、いずれの法律においても人種で差別しないことを明記していた。

1 億 8428 万 8000 エーカーの領土のうち、1924 年の時点における北チャーターランド開発会社の保有地は 640 万エーカー (3.5%) であり、BSAC は 275 万 8400 エーカー (1.5%) を保有していた。すでに 726 万 8797 エーカー (3.9%) がヨーロッパ人入植者に分譲されていた。この年にヨーロッパ人入植者に対して 26 万エーカー (0.1%) が分割される予定であった。国土に占めるヨーロッパ人入植地の割合は 4% ほどであったが、1921 年の北ローデシアにおけるヨーロッパ人の人口比率は 0.37% ほどであった (表 1) から、少数のヨーロッパ人による広大な面積の土地権利の取得が進行していた。

表 1 北ローデシアにおけるヨーロッパ人とアフリカ人の人口推移

	ヨーロッパ人	アフリカ人	全人口に占める ヨーロッパ人の比率 (%)
1911 年	1,497	821,063	0.18
1921 年	3,634	979,704	0.37
1931 年	13,846	1,372,235	1.00

(出所) Colonial Reports Northern Rhodesia Report for 1934 (No.1721)

イギリス植民地政府は BSAC による統治の終了後、北ローデシアの財政的な自立をめざしたが、北ローデシアの輸出額はイギリス植民地のなかで、ニアサランドに次い

で少ないものだった。歳入と歳出はつねに均衡せず、赤字を生み出しつづけるなかで、初代のスタンレー総督（Governor Stanley Sir Herbert James: 1924-1927）は、イギリス領東アフリカのイギリス人農家と南部アフリカとの関係を強化し、「白人の国」として開発するべきだと信じて疑わなかった。それは、スタンレー総督がそれまで南ローデシアと南アフリカの行政に携わってきたこととも関係している。スタンレー総督の方針にしたがって、植民地政府はヨーロッパ人の入植を奨励し、ヨーロッパ人が専有する土地の区画を設けた。それは南部のリビングストンからベルギー領コンゴのカタンガをむすぶ鉄道沿線であった。鉄道沿線の土壌は肥沃であり、交通アクセスも良かった。そこに住むアフリカ人を立ち退かせれば、彼らが路頭にまよい、ヨーロッパ人にとって安価な労働力となってくれると考えたのである。

スタンレー総督は、ヨーロッパ人に入植を奨励するために、自由保有権（freehold tenure）と定期借地権（leasehold）の導入をすすめた。王領地に対する自由保有権や定期借地権の付与は、植民地政府の管轄する業務であった。土地権利の付与については、BSACによる土地政策の影響が残っていた。入植者は土地を占有してから5年後までに、土地の開発をすすめ、土地の権利を申請すれば、その土地の自由保有権を持つことができた。一方、定期借地権は自由保有権とは異なり、期間が定められており、経済的な利益は低いと考えられた。99年間の定期借地権は、取得したのちに99年が経過すると、失効する。そのため、北ローデシアでは、経済インセンティブをもたせるために、99年ではなく、農業用地には999年の定期借地権が付与されることもあった。自由保有権や長期にわたる定期借地権の付与が、王領地の土地を取得するメリットであった。

良い条件の土地はヨーロッパ人に割り当てられ、アフリカ人は良い条件の土地に住むことを禁じられたが、アフリカ人は立ち退きをせまられても、別の土地が確保されなければならなかった。1924年の総督令は、原住民居留地を設置するイギリス王室の権力を認め、現地住民にとって適切な原住民居留地を正式に設定することができるようになった。

1924年に植民地政府はBSACからの統治の移行に応じて、総督令を履行するため、東ルワンダ州の北チャーターランド・コンセッション（North Charterland Concession）の土地640万エーカーにおいて原住民居留地を設定すべく、委員会を設立した。北チャーターランド開発会社は、原住民居留地が設定されることにより、その土地の開発や販売ができなくなることから、強い異議を提出した。1928年の北ローデシア総督令は原住民居留地を設定するイギリス王室の権限を再確認し、原住民居留地の設定をすすめた。

また、BSACは北東ローデシアにおける未分割地は「不毛の土地」（wasteland）として、土地の所有を主張したが、アフリカ人の占有する土地を取得することは認められ

なかった。アフリカ人の農耕は広大な休閑地を必要としたが、この「不毛の土地 (wasteland)」には休閑地が含まれていた可能性が高い。アフリカ人の占有する土地の取得には、アフリカ人の同意、あるいは BSAC による補償が必要であった。土地譲渡に関する決まりは、1899 年の北東ローデシア総督令、1911 年の北ローデシア総督令に書かれていた。総督令には、「平和、秩序、良い統治」が明文化されている。この総督令によって BSAC は保護領の空白地もしくは未分割地の 275 万 8400 エーカーを保有することになった。

東ルワンゴワ県における原住民居留地の設置は、ヨーロッパ人入植者の増加を期待してのことだった。1 万平方マイルの土地が、北チャーターランド開発会社の管理下におかれ、土地の経済価値が上昇するようヨーロッパ人による入植と投資を呼びかけた。北チャーターランド開発会社は、原住民居留地の設置に関して、北ローデシア総督の承認を必要としていた。このような承認がでるまで、北チャーターランド開発会社はヨーロッパ人入植者に土地を割り当て、土地の開発をすすめることは事実上、無理だと判断していた。

植民地省は原住民居留地委員会 (Native Reserve Commission) の人選をすすめ、指名した。3 人のメンバーのうち、マクドネル主任判事 (Chief Justice MacDonell) は高等裁の裁判官で、委員会の委員長を務めた。ほかの 2 人は、ヨーロッパ人入植者の JN フィップス (JN Phipps)、県長官 (District Commissioner) の EN レーン・プール (EN Lane Poole) であった。フィップスは現地のヨーロッパ人入植者の意見を代表し、プールは植民地政府の役人としてアフリカ人を代表していた。この委員会は、以下のような意見を付議した。県内の原住民居留地の設置にあたって、とくに原住民の農耕や牧畜に適した土地の大きさ、水や泉などを検討してみると、現時点で十分かどうかを判断するのではなく、将来の人口増加を見越して判断する必要がある。委員会が現地アフリカ人の意見を聴取してみると、原住民居留地を作ることに對して、アフリカ人、ヨーロッパ人の双方から、明らかな不満はなかった。しかし、驚くことに、ンゴニ王国のパラマウント・チーフであるチーフ・ムペゼニから意見を聴取していなかったのである。どのようにアフリカ人の意見を聴取するのかという疑問が呈された。

原住民居留地の必要性について強い反対はなかったものの、場所と大きさについては意見が分かれた。アフリカ人は、ヨーロッパ人農場のちかくにひとつの民族がまとまって居住できることを望み、ヨーロッパ人農場に労働を提供し、現金収入がもたらされることを歓迎した。ヨーロッパ人にとっても、アフリカ人労働力にアクセスできることは利点と考えられた。立法協議局 (Legislative Council) のメンバーやフォート・ジェームソン (チパタ) の農園主からは、小面積の原住民居留地の設置が求められた。入植者は、原住民居留地の面積が小さい方が、危機的な問題には対処しやすいと考えていた。入植者は、アフリカ人を労働力源とみなしていたので、小さな農場の区画を

並べることが有効だと考えていた。

委員会が頼りにしていた北ローデシア警察（Northern Rhodesia Police）のグラハム大佐（Captain Graham）は、小さな面積の原住民居留地を設定すれば、民族の領域が分断され、治安維持の面で問題があるだろうと指摘した。その結果、委員会はンゴニとチェワ、ンセンガという 3 民族に大きな原住民居留地を用意することになった。その原住民居留地は、民族領域が分断されることなく、民族の一体性が担保されるとして、現地のアフリカ人に受け入れられた。そして、委員会は 1924 年、1913 年に設置された暫定的な原住民居留地を土台としながら、あらたに原住民居留地を設置するよう勧告した。それは、現地住人の移動を少なくし、ひとつの民族を分断しないという方針にのっとるとのことだった。

スタンレー総督も、ヨーロッパ人とアフリカ人を完全に分離するのではなく、ある程度の接触をもつことがアフリカ人の利益になることを主張したが、原住民居留地の土地をアフリカ人にのみ権利を付与することについては反対した。総督は、面積や土地保有の年数など、アフリカ人の同意があれば、非アフリカ人であるヨーロッパ人が原住民居留地の土地を取得することは許されるべきだろうと考えていた。

総督の意見を取り入れて、北ローデシア植民地政府によって作られた原住民居留地のコンセプトは 1928 年総督令によって認められた。その骨子は、以下の 3 点である。

（1）原住民居留地は、永年にわたって、原住民の居住地である。（2）ただし、非アフリカ人も土地を取得することができるが、それは総督が現住民の利益に資することができるか判断したときのみで、その場合にも、土地の使用は 5 年間のみに限る。（3）鉱山開発は許されるが、それにとまなう原住民への不当な干渉は認めないというものであった。

1924 年から 1927 年のあいだに、すでにヨーロッパ人が入植し、さらなる入植が期待されている鉄道沿線とアバーコン、フォート・ジェームソンの 3 カ所について委員会がつくられ、原住民居留地の設置に関する調査がすすめられた。

1928 年総督令によって、最初の王領地（Crown Land）が設立される一方で、王領地の縁辺部には原住民居留地が設置された。1928 年になって、ようやくイギリス王室が直接、土地を所有するようになったわけである。原住民居留地においては現地住民が土地を取得し、慣習法にのっとった権利を行使し、利益を得ることができた。他方、王領地は慣習法の適用外となった。イギリス王室のみが、希望する入植者に王領地の土地を分割することができた。イギリス王室からの土地の割り当てによって、王領地の土地はイギリスの法令に準拠されるのである。居住者はイギリス王室より王領地における土地の自由保有権、あるいは定期借地権を授与されたのである。

王領地と原住民居留地が設置された結果、1928 年から 1930 年までのあいだに 6 万人のアフリカ人が原住民居留地へ移住することになった。原住民居留地は農耕に適さ

ず、人口過密であることがすぐに露呈した。北ローデシアの伝統的な農耕システムは粗放的で、畑や居住地を頻繁に移動する必要があったが、土地不足のため、移動は制限された。1930年代の後半までに、3カ所に居住する民族、鉄道沿線のランバとトンガ、アバーコン周辺に居住するマンブウェの領内では、土地不足が深刻となり、食料不足が発生した。また、フォート・ジェームソン付近に居住するンゴニとチェワの領内においても、北チャーターランド開発会社のコンセッションによる土地の囲い込みのため、土地不足がきわめて深刻であった。原住民居留地では土地が不足し、過耕作により土壌が荒廃した一方で、王領地におけるヨーロッパ人の入植はすすまず、土地は放置された。放置された土地は荒地となり、ツエツエバエの汚染地域となった。

原住民居留地に追い込まれた人々、とくに青・壮年世代のアフリカ人男性は人頭税の支払いのため現金収入を必要とし、鉱山やヨーロッパ人農場へと出稼ぎにむかい、ヨーロッパ人の期待どおり安価な労働力を提供することになった。イギリス植民地政府は1929年に王領地と原住民居留地に関する法令を制定し、ヨーロッパ系の住民にとって好ましい土地や鉱物資源が埋蔵される地域を王領地として指定した。

1928年の総督令によって王領地と原住民居留地の設立が可能となったが、この土地制度の設計は南ローデシアにおける土地制度に大きく依存していた。南ローデシアでは、アフリカ人を条件の悪い狭小な土地に原住民居留地に追い込み、ヨーロッパ人は気候・土壌の条件にすぐれた土地を大規模に占有していた。また、金鉱脈の埋蔵される地域からはアフリカ人は追い出された。北ローデシアの土地制度が南ローデシアの土地制度にならなっただけでなく、スタンレー総督が長年、南アフリカとソールスベリー（現在のハラレ）において在留長官（Resident Commissioner）の任に従事していたためであった。

旧・北東ローデシアのヴィーゼ・コンセッションの土地では、北チャーターランド開発会社は総督令に反して、ヨーロッパ人に入植地を無断で分譲しつづけたため、アフリカ人は良い条件の土地から追い出され、ヨーロッパ人入植者とアフリカ人とのあいだで、土地問題が頻発していた。教会関係者とアフリカ人からの批難にもかかわらず、事態が変化するきざしはなかった。

1930年には北チャーターランド開発会社は植民地政府を相手に法廷で争うことになった。総督令は、北チャーターランド開発会社がもつ土地の権利を無効にした。イギリス高等裁判所の判事、ルクスモアは「領内の土地における権限はイギリス王室に由来し、帝国議会以外に王室の権限を無効にすることはできない」と判断した。この高等裁の判決は、総督令による北ローデシア東ルワングワ県における原住民居留地の設置を追認し、北ローデシア政府が領内に原住民居留地や王領地をつくる裏付けとなる判決例となった。北ローデシア植民地政府と北チャーターランド開発会社とのあいだで、土地問題の解決にむけて交渉が続けられた。仲裁のすえ、北チャーターランド開

発会社は 1941 年に 15 万 4000 ポンドを受け取り、380 万エーカー（1 万 5400 平方キロメートル）の土地を北ローデシア政府へ譲渡した。この土地については、アフリカ人、ヨーロッパ人ともに取得が可能であった。

また、王領地における自由保有権にも変化が加えられた。1929 年には、スタンレー総督の後任となったマックスウェル総督（Maxwell Sir James Crawford: 1927～1932）が 1930 年代から徐々に自由保有権から定期借地権へと切り替えるようになった。理由はふたつあり、その 1 つは自由保有権の授与によって、割り当てる土地が減少し、将来の入植者に不利益をおよぼす可能性があること、2 つめは、相続人の範囲に制限のない単純所有権（fee simple）によって、アフリカ人が王領地の土地を取得するようになると、原住民居留地の制度がたちゆかなくなるのではないかという不安をもっていたことにある。一般に、自由保有権には、相続人の範囲に制限のない単純所有権、相続できる人の家系や社会階層などがきまっている限定所有権（fee tail）、そして、所有者が活着しているあいだにかぎって保有することのできる終身所有権（life estate）の 3 種類があった。北ローデシアの王領地における自由保有権は、イギリス本国の法律にのっとっており、ヨーロッパ人であれば自由に相続できたが、アフリカ人には認められていなかった。つまり、ヨーロッパ人にとっては単純所有権であったが、同時に、限定所有権の性格をもっており、アフリカ人は排除されていたのである。

マックスウェル総督がすすめた定期借地権を交付する政策に対し、ヨーロッパ人入植者は土地の権利が弱くなると反発した。入植者の反発が最高潮に達した 1950 年代には、王領地譲渡財産条令（Crown Grant Ordinance）によって、定期借地権から自由保有権へと徐々に変換された。

イギリス本国の法律に適合が可能なのは単純保有権であり、期間の制限はなく、相続人の範囲に制限はない。限定所有権では、期間に限定がないのは単純所有権と同じだが、異なるのは社会階層や人種などに相続人の制限がみられる点である。北ローデシアでは、王領地の土地権利を取得できるのはヨーロッパ人のみに限定されていたが、1944 年の土地および証書登記法（Lands and Deeds Registry Act）により、相続人の限定が撤廃された。王領地は、私有地または借地として利用することが可能であり、譲渡証書は法律によって規定された。アフリカ人であっても、王領地に居住することができ、王領地の居住者はイギリス本国の法律のもとで、植民地政府によって権利が守られるようになった。

2. 原住民信託地の設置

北ローデシアでは、ヨーロッパ人の入植者が 1 万人前後を推移し、それほど増加していなかった（表 2）。北ローデシアにおける歳出と歳入のバランスをとるためには、

入植者の増加が必要であった。そのため、かつてスタンレー総督が原住民居留地の制度を作ったように、ヤング総督（Young, Sir Hubert: 1934-1938）は北ローデシアに原住民信託地(Native Trust Land)の制度を導入することを試みた。ヤング総督は 1934 年に北ローデシアの総督になる以前、ニアサランド保護領の総督であったこともあって、ニアサランドの土地制度を北ローデシアに移植することを考えたのである。

表 2 北ローデシアにおけるヨーロッパ人の人口推移と土地の販売

	ヨーロッパ人の人口	農地の分譲面積 (エーカー)と件数	土地の販売 額(ポンド)	歳入総額 (ポンド)	歳出総額 (ポンド)
1922 年				258,154	338,983
1923 年				278,928	323,509
1924 年	4,182	51,470	12,805	309,795	340,327
1925 年	4,624		17,530	371,046	394,145
1926 年	5,581	93,728 25 件	16,295	421,034	455,450
1927 年	7,275	164,428 46 件	19,184	174,829	518,806
1928 年	7,536	61,318 26 件	10,059	254,827	496,399
1929 年	9,981				
1930 年	12,000	105,491 65 件	21,014	830,254	779,986
1931 年	13,846			856,378	820,056
1932 年	10,553			649,338	790,506
1933 年	11,278			718,283	778,879
1934 年	11,464			693,337	712,903
1935 年	9,900			833,484	806,429
1936 年	10,500			863,255	887,417
1937 年	10,500			981,894	909,252
1938 年	13,000			1,593,504	1,417,776

(出所) Colonial Reports Northern Rhodesia Report for 1924-25 (No.1292), 1925-1926 (No.1363), 1926 (No.1380), 1927 (No.1410), 1928 (No. 1470), 1930 (No. 1561), 1931 (No.1592), 1934 (No.1721), 1936 (No.1811), 1937 (No.1868).

原住民居留地と原住民信託地のちがいは、ただひとつ、非アフリカ人への権利保証の年数であった。原住民居留地における非アフリカ人の使用权は最長で 5 年間であったのに対し、原住民信託地の使用权は 99 年間にもおよんだ。非アフリカ人に対して原住民居留地や原住民信託地の土地を譲渡することには規制がかけられたが、総督の認可があり、公共に資すると判断されたときには、土地の譲渡が認められた。しかし、どちらの権利もイギリス本国の国务大臣 (Secretary of State) に帰属した。

タンガニーカ土地条令 (Tanganyika Land Ordinance 1923 および 1924) にもとづくニアサランドの枠組みでは、王領地と原住民居留地をのぞく保護領すべての土地は原住民信託地となった。王領地はイギリス王室によって占有された土地であり、都市部の

土地、あるいは、すでに個人所有者に売却された土地、なんらかの理由で保有された土地である。ヨーロッパ人に土地を分割することは許されていたが、コミュニティー全体の利益に資する必要はなかった。ニアサランドの枠組みは 1936 年のニアサランド保護領（原住民信託地）総督令に準拠していた。

それまでの北ローデシアの土地制度の枠組みは、南ローデシアのものに依拠していた。植民地省は南ローデシアおよび北ローデシアの原住民居留地の制度が機能していると思っており、ヤング総督が北ローデシアに原住民信託地の制度を導入するためには、ニアサランドにおける土地制度の枠組みの有効性を実証しなければならなかった。

1935 年、ヤング総督は植民地の官吏に意見を聴取したうえで、次のような条件の場所は原住民信託地に指定すべきだと提案した。(1) 地質調査によって、鉱床をふくまないこと、(2) 生態調査によって、ヨーロッパ人の入植に適さないこと。(2) については、どのような土壌がヨーロッパ人の入植に適しているのか、調べる必要があるとヤング総督は考えていた。さらに、このような原住民居留地の土地は原住民信託地に転換することも支持された。

植民地省は、この提案に対して懐疑的であった。ヤング総督はヨーロッパ人とアフリカ人を分離する原住民居留地の枠組みのまずさを示していなかったし、植民地省はアフリカ人に土地の権利を与える原住民信託地の考え方に賛成しなかった。ヨーロッパ人に適さない場所をアフリカ人に割り当てるという考え方にも違和感をもっていた。

翌年の 1936 年に、ヤング総督はこれらの批判に反応し、南ローデシアの土地制度に由来する原住民居留地の硬直性を批判し、そこに人種差別の誤った論理を指摘した。そして、原住民居留地の制度はヨーロッパ人の参加を引き出すインセンティブをうまないと意見を述べた。土地にしか経済的価値がなく、5 年しか用益権のない原住民居留地に対してヨーロッパ人入植者が投資することはしない。彼は同時に、ヨーロッパ人の住まない土地に対するアフリカ人の権利を認めた。

この議論は、植民地を管轄する植民地省と北ローデシア植民地政府とのあいだで 1937 年にも続けられた。ヤング総督は、アフリカ人用の原住民居留地の硬直性を批判し、原住民信託地こそがヨーロッパ人の投資と参加をうながす経済インセンティブをもっており、アフリカ人の利益にもなると主張した。植民地省はヤング総督の意見に耳を傾けながらも、十分に納得したわけではなく、アフリカ人の利益になるとの意見には賛同しなかった。

1937 年 9 月、ヤング総督は植民地省との会合のあと、原住民信託地の制度を公式に導入する手ごたえを得た。若干の修正のすえ、原住民信託地の枠組みを導入しようとする直前、植民地省より延期を命じられた。それは、王室委員会 (Royal Commission) とピム委員会 (Pim Commission) による財政状況の監査を受けるためであった。

ピム委員会はアラン・ピム卿 (Sir Alan Pim) とミリガン氏 (Mr. S. Milligan) のふた

りで構成され、北ローデシアの行政、財政・経済状況を監査し、財政収支の改善、行政コストの削減と効率化のための指針を与えるという目的をもっていた (Moore 1938)。

1938年に提出された『ピム・レポート』は原住民信託地の制度のもつ柔軟性を高く評価し、王室委員会も同様の意見であった。それで、ヤング総督は原住民信託地の制度を導入する環境がととのった。しかし、第二次世界大戦の勃発などもあり、植民地省の決定は1941年まで待たねばならなかった。

1941年、植民地を担当する国務大臣モイネ(Lord Moyne)は、以下の付帯条件をつけたうえで、原住民信託地のアイデアを認めた。その付帯条件とは、(1) 原住民居留地と原住民信託地は合併しないこと。信託地は別途、国務大臣に帰属する。(2) 原住民信託地の割り当てはアフリカ人の利益に資すること。(3) 割り当てについては現地社会のチーフなど伝統的権威に相談すること。そして、(4) 良い農業用地が原住民信託地に含まれており、原住民に利用できることであった。

1942年、北ローデシアの領土のうち、すでにヨーロッパ人に割り当てられた土地と、原住民居留地になっていない、未占有の土地については、王領地あるいは原住民信託地に分類されることになった。王領地は、ヨーロッパ人に割り当てる土地もしくは鉱山開発のためであり、原住民信託地はアフリカ人のための農地と町の敷地、あるいは、非アフリカ人への譲渡について原住民統治機構 (Native Authorities) の認可を受けていない土地であった。

第5節 土地制度の割り当て：王領地、原住民信託地、原住民居留地

原住民信託地に関する決定をうけて、1942年に鉱物・土地調査委員会 (Commission for Mines, Lands and Surveys) が立ち上げられた。委員長はエックルズ (Eccles L W G)、アフリカ人の代表として立法協議会のメンバーとなっているゴー・ブラウン (Stewart Gore-Browne)、そして、ルサカの有名なヨーロッパ人農家ゴードン・ジェームス (Gordon James) の3人であった。この委員会メンバーの手によって、北ローデシアの土地のうち、原住民居留地に指定されていない土地は、王領地もしくは原住民信託地に振り分けられることになった。王領地とは、(1) 非アフリカ人 (ヨーロッパ人) のための土地であること、(2) 鉱山開発のための土地、あるいは、(3) どのように分割するのか決まっていない土地を意味した。

まず、委員会は緊急性を要する3つの地域、ムクシ県とンドラ県、北チャーターランドから着手した。北チャーターランドの土地は北ローデシア政府によって購入されたものであり、王領地とされた。これらの地域には、すでにヨーロッパ人の入植が開始されており、それ故に緊急性を必要とし、委員会は1943年で土地分類の作業を終了した。この調査のさなか、委員会はアフリカ人から、アフリカ人のための土地をもつ

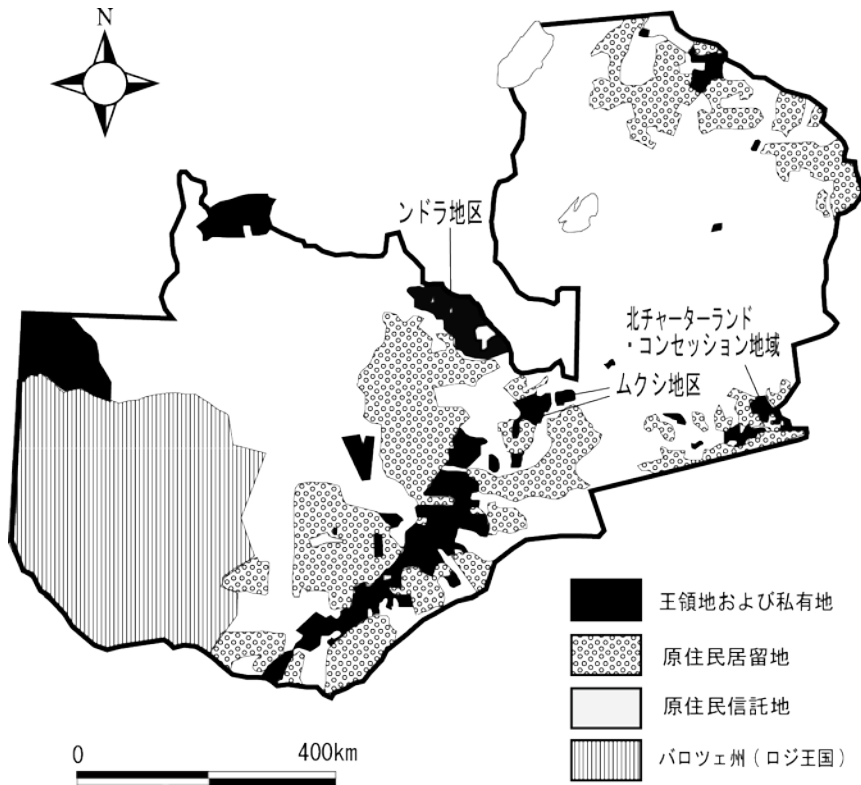
と確保するよう要求を受けている。北チャーターランド・コンセッションでは、ヨーロッパ人入植者よりタバコ加工工業のための土地が必要だという要求があった。また、ンドラ県のコッパーベルト地域では、鉱山開発のための土地と森林保護区（Forest Reserve）が必要だという声もあった。

南部の鉄道沿線では、ヨーロッパ人入植者の土地とアフリカ人の土地が競合しており、原住民居留地では土地の荒廃が深刻となっていた。北部州と北西部州では、ヨーロッパ人入植地がまばらであったため、現地の人々のあいだで原住民信託地の設定について議論になることはなかった。とくに北西部州では、アフリカ人からの反応はなかった。それは、ヨーロッパ人入植者がたいした数ではなかったこと、そして、原住民信託地の必要性についてあまり理解されていないせいだと考えられた。1942年に委員会が作成した報告書は北チャーターランドについて、1946年に作成された報告書はそのほかの北ローデシアの地域についてであった。

北ローデシア政府は、この報告書を受け取ったが、ヨーロッパ人入植者からは激しい反応があった。それは、ヨーロッパ人入植者は、多くの土地が原住民信託地に指定されてしまうと、土地の入手が永久に難しくなると判断したためである。とくにヨーロッパ人農家は激しく抵抗した。委員のひとり、ゴー・ブラウンは妥協点を見いだすべく、それぞれの州に 6000 エーカー（24 平方キロメートル）ずつの原住民信託地をヨーロッパ人に割り当てることができるように用地を確保することを提案した。この提案は、現地住民の利益に資するという原則に反して、ヨーロッパ人をふくめたコミュニティ全体の利益になることをねらったものだった。植民地省は強く反対せず、ヨーロッパ人農家も同意した。合意をうけて、ゴー・ブラウンは立法協議会において、「ヨーロッパ人に対する原住民信託地の分割には制限はないが、用地を分割するときにはヨーロッパ人とアフリカ人の両方の利益を考える必要がある」と発言している。

この合意にもとづいて、1947年10月14日に、原住民信託地の制度は原住民信託地条令（Native Trust Land Order in Council）によって正式に認められた。これは、1947年に将来におけるアフリカ人と土地とのつながりを認め、ヨーロッパ人による土地取得を初めて制限したものであった。このようにして、王領地、原住民居留地、そして第三のカテゴリーである原住民信託地が土地制度の枠組みに導入され、ザンビアの独立時の土地制度の礎となった（図4）。アフリカ人の占有する原住民居留地や原住民信託地では、土地の権利は各民族のやり方、つまり慣習法で規定されることになり、各民族の伝統的支配者の裁量にまかされることになった。一方、ヨーロッパ人入植者の占有する土地の権利はイギリス本国の法律にもとづいていた。原住民信託地には、原住民居留地と同様に、アフリカ人が占有することが意図されたが、1950年代にアフリカ人からの圧力があっても、植民地政府は両者の合併を検討することはなかったし、合併することもなかった。

図4 ザンビアにおける独立直後（1965年）の土地保有制度



（出所） Committee of the World Atlas of Agriculture（1976: 753）を一部改変。

まとめ：北ローデシアの土地制度の特徴

ザンビアの植民地期、つまり、北ローデシアでつくられた土地制度の特徴として、以下の4点を挙げる事ができる。1点目は、BSACのイギリス人の官吏や軍人が主要民族のチーフと交渉し、北東ローデシアと北西ローデシアの占領をすすめたことである。チーフによってはヨーロッパ人による庇護を求め、その来訪を歓迎した。ンゴニやベンバ、ルンダの各王国とは武力衝突もあったが、小規模なものにとどまり、北ローデシアの支配体制をゆるがすようなものではなかった。交渉と武力を組み合わせることによって、BSACは各民族を制圧し、コンセッションや条約をむすび、その領土をつなげて、北ローデシアを形成するようになった。BSACの従業員や植民地政府の官吏の人数が限られていたこともあり、チーフを介して、広大な土地とそこに住む人びとの統治、つまり間接統治がおこなわれた。民族領域の占領については、BSACはチーフを相手に交渉をすすめたが、大部分の人々はその交渉に関与することはなく、

チーフと BSAC とのコンセッションや条約の内容を理解することはまれであった。アバーコンやフォート・ジェームソン、鉄道沿線といったヨーロッパ人の入植地では、人々は立ち退きや原住民居留地への移動がすすめられた一方で、これらの地域は限定的であり、領土の大部分では、ヨーロッパ人と現地のアフリカ人とのあいだで土地問題が起きることはなかった。

2点目は、BSAC がイギリス王室や本国政府の承諾を得ずして北ローデシアの土地を入植者に分割した結果、土地所有をめぐる正当性が BSAC にあるのか、BSAC とイギリス政府とのあいだで議論が交わされたことである。BSAC はイギリス王室から特許を受けた特許会社ではあったが、イギリス本国政府の認可もなく、大英帝国における位置づけもあいまいなまま BSAC は北ローデシアの統治をすすめたのである。BSAC が総督令やコンセッションによって入手していない保護領の土地については、イギリス政府によって BSAC の権利は無効であると判断され、1923 年、BSAC がバロツエランドをのぞく北ローデシアの土地の権利をイギリス政府に対して明け渡すことを、イギリス政府と BSAC とのあいだで合意が結ばれることになった。その際、北ローデシアの大部分の土地は、イギリス王室に帰属することが確認された。つまり、ヨーロッパ人の入植地もふくめて、BSAC や北チャーターランド開発会社の土地権利をイギリス植民地政府に委譲するため、北ローデシアの領土がイギリス王室に帰属することが確認されたのである。

3点目は、ヨーロッパ人向けの土地としての王領地と、アフリカ人向けの原住民居留地、原住民信託地の制度がつくられたことである。北ローデシアにおいては、BSAC および北ローデシア政府にとって、歳出と歳入のバランスをとり、安定した植民地の経営に努めなければならなかった。歳入を増やすために、アフリカ人には小屋税や人頭税を付与する一方で、ヨーロッパ人の入植をすすめ、農業と銅鉱山の開発をすすめた。アフリカ人に対する小屋税や人頭税の課税は、北ローデシア政府の歳入増加とともに、農村からの出稼ぎを促し、北ローデシア、あるいは南ローデシアや南アフリカのヨーロッパ人農場や鉱山の開発のための労働力となることを期待してのものだった。ザンビアの土地制度の二重性は、BSAC および北ローデシア政府によって生み出され、異なる背景の法律にもとづいている。すなわち、王領地の土地はイギリス王室がヨーロッパ人入植者に対して譲渡された土地であり、イギリス本国の法律に準拠され、自由保有権もしくは定期借地権が与えられた。原住民居留地や原住民信託地については、土地の権利は各民族のやり方、つまり慣習法で規定されることになり、各民族の伝統的支配者の裁量にまかされることになった。しかし、原住民居留地や原住民信託地においてはアフリカ人の居住が優先されるものの、ヨーロッパ人による土地の使用が完全に排除されていたわけではなかったことを指摘しておきたい。

4点目は、北ローデシアの統治が、その初期には BSAC による会社経営であり、ヨ

ヨーロッパ人の入植者による農地開発と鉱山開発が中心となった点である。旧・北西ローデシア領においては、BSAC による統治時代から一貫して、バロツエ・コンセッションにもとづき、原住民居留地としてのバロツエランドの特別な位置づけが認められていた。一方、そのほかの地域については、鉄道沿線地域、フォート・ジェームソン、アバーコンの周辺部でヨーロッパ人の入植がすすめられ、そこに住むアフリカ人が原住民居留地に移動された。また、肥沃な土壌や銅の埋蔵が確認された土地では、その開発はアフリカ人住民の居住権よりも優先された。非アフリカ人に対して原住民居留地や原住民信託地の土地を譲渡することには規制がかけられたが、総督の認可があり、公共の利益に資すると判断されたときには、非アフリカ人に対する土地の譲渡が認められた。原住民居留地や原住民信託地の土地所有権の付与については、たぶん、総督の裁量や決定に委ねられていたのである。

参考文献

【日本語文献】

- 秋田茂 2012. 『イギリス帝国の歴史：アジアから考える』 中公新書.
- 大山修一 2009. 「ザンビアの農村における土地の共同保有にみる公共圏と土地法の改正」 児玉由佳編『現代アフリカ農村と公共圏』 アジア経済研究所 147-183.
- 2011. 「ザンビアにおける新土地法の制定とベンバ農村の困窮化」 掛谷誠・伊谷樹一編『アフリカ地域研究と農村開発』 京都大学学術出版会 246-277.
- 加藤剛 2014. 「『開発』概念の生成をめぐって——初源から植民地主義の時代まで——」 『アジア・アフリカ地域研究』 13(2) 3月 1-3.
- 北川勝彦 2013. 「ヨーロッパによる植民地化（1）：ヨーロッパ人の征服とアフリカ人の対応」 草光俊雄・北川勝彦編『アフリカ世界の歴史と文化：ヨーロッパ世界との関わり』 放送大学教育振興会 173-193.
- 児玉谷史朗 1999. 「ザンビアの慣習法地域における土地制度と土地問題」 池野旬編『アフリカ農村像の再検討』 アジア経済研究所 117-170.
- 長島伸一 1989. 『大英帝国：最盛期イギリスの社会史』 講談社現代新書.

【外国語文献】

- Benjaminsen, Tor A. and Christian Lund 2003. “Formalization and Informalisation of Land and Water Rights in Africa: An introduction,” In *Securing Land Rights in Africa*, Edited by A. Benjaminsen and C. Lund, London: Frank Cass, 1-10.
- Brown, Taylor 2005. “Contestation, Confusion and Corruption: Market-based Land Reform in

- Zambia,” In *Competing Jurisdictions: Setting Land Claims in Africa*, edited by S. Evers et al. Leiden and Boston: Brill, 79-102.
- Buell, Raymond L. 1965. *The Native Problem in Africa*. London: Frank Caas and Co. Ltd.
- Caplan Gerald L. 1968. “Barotseland: The Secessionist Challenge to Zambia,” *The Journal of Modern African Studies* (6): 343-360.
- Chu, Jessica, M. 2013. “A Blue Revolution for Zambia?: Large-Scale Irrigation Projects and Land and Water ‘Grab’ ” In *Handbook of Land and Water Grabs in Africa: Foreign Direct Investment and Food And Water Security*, edited by A. Tony et al. London and New York: Routledge, 207-220.
- Committee for the World Atlas of Agriculture 1976. *World Atlas of Agriculture Vol.4 Africa*, Novara: Instituto Geografico De Agostini.
- Furnivall, J. S. 1948. *Colonial Policy and Practice: A Comparative Study of Burma and Netherlands India*. Cambridge: The Cambridge University Press.
- Firmin-Sellers, K. and P. Sellers 1999. “Expected Failures and Unexpected Successes of Land Titling in Africa.” *World Development*, 27(7): 1115- 1128.
- Galbraith, John S. 1974. *Crown and Charter: The Early Years of the British Africa Company*. Berkley and Los Angeles: University of California Press.
- Gann, L. H. 1958. *The Birth of a Plural Society: The Development of Northern Rhodesia under the British South African Company 1894-1914*. Manchester: Manchester University Press.
- Grotpteter, John J., Siegel, Brian J. and Pletcher J. R. eds. 1998. *Historical Dictionary of Zambia Second Edition*. Lanham and London: The Scarecrow Press.
- GRZ (Government of the Republic of Zambia) 2000. *Land Tenure Policy*, Lusaka: Ministry of Lands, Lusaka: Republic of Zambia.
- HIS Majesty’s Stationery Office 1926. *Annual Colonial Reports Northern Rhodesia Report for 1924-1925 No. 1292*. London: H. M. Stationery Office.
- 1927. *Annual Colonial Reports Northern Rhodesia Report for 1925-1926 No. 133*. London: H. M. Stationery Office.
- 1928. *Annual Colonial Reports Northern Rhodesia Report for 1927 No. 1410*. London: H. M. Stationery Office.
- 1928. *Annual Colonial Reports Northern Rhodesia Report for 1930 No. 1380*. London: H. M. Stationery Office.
- 1930. *Annual Colonial Reports Northern Rhodesia Report for 1928 No. 1470*. London: H. M. Stationery Office.
- 1932. *Annual Colonial Reports Northern Rhodesia Report for 1930 No. 151*. London: H.

- M. Stationery Office.
- 1932. *Annual Report on the Social and Economic Progress of the People of Northern Rhodesia Report for 1931 No. 1592*. London: H. M. Stationery Office.
- 1935. *Annual Report on the Social and Economic Progress of the People of Northern Rhodesia Report for 1934 No. 1721*. London: H. M. Stationery Office.
- 1937. *Annual Report on the Social and Economic Progress of the People of Northern Rhodesia Report for 1936 No. 1811*. London: H. M. Stationery Office.
- 1938. *Annual Report on the Social and Economic Progress of the People of Northern Rhodesia Report for 1937 No. 188*. London: H. M. Stationery Office.
- Langworthy, Harry W. 1972. *“Zambia before 1890: Aspects of Pre-Colonial History”*, London: Longman.
- Le Roy, Etienne 1985. “The Peasant and Land Law; Issues of Integrated Rural Development in Africa by the year 2000,” *Land Reform* (1/2): 13-42.
- Magana, Faustin, P. 2003. “The Interplay between Formal and Informal System of Managing Resource Conflicts: Some Evidence from South-western Tanzania,” In *Securing Land Rights in Africa*, edited by T. A. Benjaminsen and C. Lund eds., London: Frank Cass, 1-10.
- Moore, Reginald J.B. 1938. “The Pim Report on Northern Province.” *African Affairs* (38): 344-347.
- Mvunga, Mphanza, P. 1980. *The Colonial Foundations of Zambia’s Land Tenure System*, Lusaka: Historical Association of Zambia.
- Namusa, Kaiko 2012. “Sata Assures Chief of Rural Uplift.” *Times of Zambia* November 29.
- Phiri, Ben 2014. “Bangladeshi Investors Given 250 Hectares in Mwansabombwe.” *Times of Zambia*. January 19.
- Phiri, Victoria 2012. “134 Families Face Forced Displacement.” *Times of Zambia*. August 29.
- Roberts, Andrew 197. *A History of Zambia*, New York: Africana Publishing Company.
- The Post 2013. “‘Massive Land Grabbing’ by Foreign Companies.” *Times of Zambia*. October 29.
- Times of Zambia 2013. “Isoka Gets 20 Hectares for Industrial Cluster.” *Times of Zambia*. January 30.